

令和 7 年 2 月 2 8 日

随意契約による業務委託契約実施に係る公表

秋田県警察本部警務部会計課長

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約する物件について、秋田県財務規則第171条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり公表する。

- 1 提供を受ける役務の仕様等
 - (1) 警察本部庁舎ほか清掃業務
 - (2) 運転免許センター・交通機動隊庁舎ほか清掃業務
(委託期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間)
- 2 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地
秋田県警察本部警務部会計課
秋田市山王四丁目 1 番 5 号
- 3 契約の相手方に必要な資格
次に掲げる事項のすべてに該当すること。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体であり、秋田県に事業の本拠が所在すること。
 - (2) 県庁舎の維持管理業務競争入札参加資格の登録名簿に登録されていること。
(登録名簿において、「清掃」に登録していること。)
- 4 契約の相手方の決定方法
見積価格が、予定価格の範囲内で最低価格であること。
- 5 見積書の提出方法
令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 5 時までに、秋田県警察本部会計課に提出すること。
- 6 契約担当者が必要と認める事項
見積書には次の書類を添付すること。
 - (1) 母子・父子福祉団体である旨を証する書類
 - (2) 清掃作業監督者及びビルクリーニング技能士の資格証の写し
 - (3) 配置される作業員毎の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (4) 社内研修受講証明書